

(設置)

第1条 スポーツの普及振興を図り、市民の健康の増進とスポーツによる明朗、健全な精神を育成することを目的として、次のとおり屋内運動場を設置する。

名称	位置
ビバ・スポルティアSAIJO	西条市河原津新田甲157番地

(休場日)

第2条 屋内運動場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する休場日を変更し、又は別に休場日を定めることができる。

(使用時間)

第3条 屋内運動場の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する使用時間を変更することができる。

(使用)

第4条 屋内運動場は、体育、スポーツ活動に使用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その他の目的に使用することができる。

- (1) 公益上必要があると認められるとき。
- (2) 特別にこの施設を必要とする行事に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が使用を適当と認めるとき。

2 前項のほか、特に必要があると認めるときは、市長が区域及び場所を指定して臨時に物品の販売等を許可することができる。

(使用の許可)

第5条 前条の規定により屋内運動場を使用しようとする者は、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。ただし、個人が自己の運動のために占有することなく規則で定める屋内運動場の一部を使用しようとするときは、職員に申し出ることにより、許可を受けることができる。

2 屋内運動場の使用許可を受けようとする者が、屋内運動場に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可に際して管理上必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 屋内運動場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1から別表第4までに定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は特にその必要があると認める者については、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用開始の日前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 使用者は、許可された使用の目的以外に屋内運動場を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋内運動場の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 使用許可申請に偽りがあったとき。
- (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が職員の指示に従わないとき。
- (4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対して賠償の責任を負わない。

(指定管理者による管理)

- 第10条 屋内運動場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により屋内運動場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、屋内運動場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により屋内運動場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条中「前条」とあるのは「前条第1項本文」と、第6条、第7条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、前条及び第13条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により屋内運動場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が屋内運動場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により屋内運動場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が屋内運動場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(第3項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。
- (指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 屋内運動場の設置目的を達成するため必要な業務
 - (2) 屋内運動場の使用の許可に関する業務
 - (3) 屋内運動場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (利用料金制)

第12条 第10条第1項の規定により屋内運動場の管理を指定管理者に行わせる場合は、屋内運動場の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表第1から別表第4までに定める額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。
- (原状回復の義務)

第13条 使用者は、屋内運動場の使用を終わったとき、又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。
- (損害賠償の義務)

第14条 使用者は、屋内運動場、附属施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、屋内運動場への入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携行する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、管理上適当でないと認める者
- (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲で規則で定める日から施行する。
- (平成20年規則第16号で平成20年11月10日から施行)

(西条市公共施設使用料減免条例の一部改正)

- 2 西条市公共施設使用料減免条例(平成16年西条市条例第115号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(使用許可等の特例)

- 3 屋内運動場を使用するために必要な許可の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- (準備行為)

- 4 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和元年12月26日条例第23号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツクライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月29日条例第7号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和7年12月22日条例第42号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の西条市地域創生センター設置及び管理条例の規定、第2条の規定による改正後の西条市地域交流センター設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市スポーツクライミング施設設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市立学校体育施設照明設備使用料条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市やすらぎ苑設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市港湾施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第18条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第19条の規定による改正後の西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定及び第22条の規定による改正後の西条市公共施設使用料減免条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和8年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表第1(第6条、第12条関係)
(令元条例23・令3条例7・令7条例42・一部改正)

- 1 主競技場
(1) 市内の利用者
ア 全面使用

使用区分			単価	使用料
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	6,000
			半日につき	21,000
			1日につき	36,000
		高校生以下	1時間につき	3,000
			半日につき	10,500

	入場料を徴収するとき	一般・学生	1日につき	18,000
			1時間につき	12,000
			半日につき	42,000
		高校生以下	1日につき	72,000
			1時間につき	6,000
			半日につき	21,000
			1日につき	36,000
アマチュアスポーツ 以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	12,000
			半日につき	42,000
			1日につき	72,000
	入場料を徴収するとき		1時間につき	24,000
			半日につき	84,000
			1日につき	144,000

イ 部分使用の場合

使用区分			単位	使用料(円)		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	1,500	1,200	450
			半日につき	5,250	4,200	1,570
			1日につき	9,000	7,200	2,700
		高校生以下	1時間につき	750	600	220
			半日につき	2,620	2,100	780
			1日につき	4,500	3,600	1,350
アマチュアスポーツ 以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	3,000	2,400	900
			半日につき	10,500	8,400	3,150
			1日につき	18,000	14,400	5,400

(2) 市外の利用者

ア 全面使用

使用区分			単価	使用料
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	9,000
			半日につき	31,500
			1日につき	54,000
		高校生以下	1時間につき	4,500
			半日につき	15,750
			1日につき	27,000
	入場料を徴収するとき	一般・学生	1時間につき	18,000
			半日につき	63,000
			1日につき	108,000
		高校生以下	1時間につき	9,000
			半日につき	31,500
			1日につき	54,000
アマチュアスポーツ 以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	18,000
			半日につき	63,000
			1日につき	108,000
	入場料を徴収するとき		1時間につき	36,000
			半日につき	126,000
			1日につき	216,000

イ 部分使用の場合

使用区分			単位	使用料(円)		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	2,250	1,800	670
			半日につき	7,870	6,300	2,350
			1日につき	13,500	10,800	4,050
		高校生以下	1時間につき	1,120	900	330
			半日につき	3,930	3,150	1,170
			1日につき	6,750	5,400	2,020
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	4,500	3,600	1,350
			半日につき	15,750	12,600	4,720
			1日につき	27,000	21,600	8,100

- (3) 合宿を目的とする利用者で市内に宿泊するもの
ア 全面使用

使用区分		単価	使用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	7, 200
		半日につき	25, 200
		1日につき	43, 200
	高校生以下	1時間につき	3, 600
		半日につき	12, 600
		1日につき	21, 600
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	14, 400
		半日につき	50, 400
		1日につき	86, 400

イ 部分使用の場合

使用区分		単位	使用料(円)		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	1,800	1,440	540
		半日につき	6,300	5,040	1,890
		1日につき	10,800	8,640	3,240
	高校生以下	1時間につき	900	720	270
		半日につき	3,150	2,520	940
		1日につき	5,400	4,320	1,620
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	3,600	2,880	1,080
		半日につき	12,600	10,080	3,780
		1日につき	21,600	17,280	6,480

- (4) 合宿を目的とする利用者で市外に宿泊するもの
ア 全面使用

使用区分		単価	使用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	24, 000
		半日につき	84, 000
		1日につき	144, 000
	高校生以下	1時間につき	12, 000
		半日につき	42, 000
		1日につき	72, 000
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	48, 000

	半日につき	168,000
	1日につき	288,000

イ 部分使用の場合

使用区分		単位	使用料(円)		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	6,000	4,800	1,800
		半日につき	21,000	16,800	6,300
		1日につき	36,000	28,800	10,800
	高校生以下	1時間につき	3,000	2,400	900
		半日につき	10,500	8,400	3,150
		1日につき	18,000	14,400	5,400
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	12,000	9,600	3,600
		半日につき	42,000	33,600	12,600
		1日につき	72,000	57,600	21,600

2 照明施設

(単位：円)

単位	全面使用の場合の使用料	部分使用の場合の使用料		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
1時間につき	3,320	830	660	160

3 会議室

単位	使用料(円)		
	会議室1	会議室2又は3	会議室4
1時間につき	150	300	220
半日につき	520	1,050	780
1日につき	900	1,800	1,350

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。
- 4 半日とは、4時間とする。
- 5 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収する場合であっても、営利を目的としないものは、[同表](#)のアマチュアスポーツ以外 入場料を徴収しない場合の料金を適用する。
- 6 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しない場合であっても、付随的に営利を得ることがあるものは、[同表](#)のアマチュアスポーツ以外 入場料を徴収する場合の料金を適用する。
- 7 日曜日、土曜日及び[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日を除く日の使用料は、上記の表の金額に100分の80を乗じて得た金額とする。
- 8 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 9 使用料の算出について、上記の表及び前各項の基準により難しい場合は、市長が別に定める。
- 10 主競技場の利用者は、主競技場の使用料を負担することにより、トレーニング室及び会議室を使用することができる。

別表第2(第6条、第12条関係)
 (令元条例23・令7条例42・一部改正)
 トレーニング室

単位	使用料(円)
1人1回につき	220
回数券11枚	2,200

別表第3(第6条、第12条関係)

(令元条例23・令7条例42・一部改正)

設備、備品

区分	単位	使用料(円)
放送施設	一式1回につき	2,250
ピッチングマシン	1台1回につき	1,500
シャワー	1回につき	100

別表第4(第6条、第12条関係)

(令元条例23・一部改正)

物品販売店の設置

単位	使用料(円)
1店1日につき	900

- 備考
- 1 物品販売店の面積は、1店につき3平方メートル以下とする。
 - 2 移動物品販売については、別に定める。